令和 7 年度 女性の職業選択に資する情報の公表（女性活躍推進法第 21 条関係）

令和8年7月31日公表

特定事業主名：乙訓福祉施設事務組合

Ⅰ 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	98.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	103.2%
全職員	99.9%

2.「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

（1）役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁局長・次長相当職	―
本庁課長相当職	97.3%
本庁課長補佐相当職	―
本庁係長相当職	106.2%

（2）勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
36年以上	―
31～35年	―
26～30年	82.5%
21～25年	―
16～20年	89.4%
11～15年	101.2%
6～10年	119.8%
1～5年	99.7%

【説明欄】

・ 任期の定めのない常勤職員の差異理由：対象職員における扶養手当及び住宅手当の受給状況の差異が、主な要因となっている。

・ 任期の定めない常勤職員以外の職員数の算出方法：短時間勤務の状況を反映するため、各職員の週当たり勤務時間を常勤職員の勤務時間（週 38.75 時間）に換算して算出している。
（例：週 15 時間勤務の場合 15÷38.75≒0.39 人/月）

・「―」表示の基準：比較対象となる職員が存在しない場合、または特定の個人が識別され、給与額が推測されるおそれがある場合は「―」と表記している。

＊ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

	令和8年4月1日時点
管理的地位にある女性職員	66.7%

Ⅲ　各職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年4月1日時点
本庁局長・次長相当職	ー
本庁課長相当職	66.7%
本庁課長補佐相当職	100%
本庁係長級相当職	81.8%

Ⅳ　採用した職員に占める女性職員の割合

	令和7年度
女性の採用割合	50%

Ⅴ　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1．男女別の育児休業取得率

(1)常勤職員

区分	令和7年度
男性	100%
女性	100%

(2)会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	ー
女性	ー

2．男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	―	―	―	―
1週間以上2週間未満	―	―	―	―
2週間以上1月以下	―	―	―	―
1月超3月以下	―	―	―	―

3月超6月以下	―	―	―	―
6月超9月以下	―	―	―	―
9月超12月以下	100%	―	―	―
12月超24月以下	―	100%	―	―
24月超	―	―	―	―

※当該子に対して初めて取得した育児休業の期間とする。

※小数第2位を四捨五入しているため合計が 100%となっていない場合がある。

Ⅵ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	4.4時間／月
内部部局等以外	―

Ⅶ 職員の年次休暇等の取得日数の状況

	令和7年
平均取得日数	10.9日／年